

令和2年度第30回人事委員会 会議結果〈概要〉

1 日 時

令和3年2月22日（月）午前10時00分～午前10時17分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔41階）

3 出席者

（委員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）武市事務局長、須藤任用公平部長、神山試験部長、柴田審査担当部長、船川担当部長（総務課長事務取扱）、田近任用給与課長

4 議 事

〈議 案〉

第68号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第69号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

第68号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記の件について、事務局から、「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について改正内容を説明し、照会に対しては異議なしとして回答したい旨、説明した。

委員より、附則第3項の二暦日にわたる勤務の取扱いについて質疑があり、事務局から、適用日前日である1月7日から勤務した場合には改正前の金額が支給される旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

第 69 号議案 東京都人事委員会規則等の一部改正について（給与関係）

標記議案について、事務局から、下記Ⅰについて、検疫法の改正に伴い、規則改正を行いたい旨、説明した。

また、下記Ⅱについて、各任命権者から申請・協議があった規則等の改正内容を説明し、申請・協議のとおり承認・同意したい旨、説明した。

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

- 1 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

委員より、CLAIR や JICA 等の海外への職員派遣について確認があり、事務局から、現在も海外派遣は継続している旨、回答した。

委員より、任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準の第 1 号以外の規定内容について、確認があり、事務局から、台風などの自然災害により勤務できない場合などが規定されている旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

次回開催日程について

次回委員会は、令和 3 年 3 月 2 日（火）14 時 00 分から開催することとした。